

令和元年11月

お客さま各位



「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」
を踏まえた預金規定の改定について

平素は富士宮信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、平成30年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、預金規定を下記の通り改定いたします。

規定改定後は、お客さまに関する情報等を従前より詳細に確認させていただく場合がございます。その際には、各種確認資料のご提示をお願いすることがあります。何卒ご協力をお願いいたします。

当金庫よりお願いする各種確認や資料の提出等に適切に応じて頂けない場合には、お取引をお断りさせていただく場合や、お取引を制限させていただく場合がございます。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

また、本改定にあわせて下記預金規定を当金庫ホームページに掲載いたします。

当金庫ホームページにて規定が確認できることから、令和2年1月1日以降は、当金庫窓口での同規定の配布を終了させていただきます。

ご不明な点がございましたら、当金庫の各営業店窓口にお問い合わせください。

記

1. 改定する規定

「普通預金（普通預金（無利息型）を含む）規定・総合口座取引規定」

「貯蓄預金規定」

2. 改定日

令和2年1月1日

3. 主な改定内容

以下の条項を新設・追加・変更いたします。

〔預金の払戻し〕 普通預金規定、貯蓄預金規定【下線部を追加】

(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

(2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。

す。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払い戻しを行いません。

(以下省略)

(預金の払戻し) 総合口座規定【下線部を追加】

(1) 普通預金の払戻しまたは預積金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。

(2) 前項における普通預金の払戻しまたは預積金の解約、書替継続手続きに加え、普通預金の払戻しを受けること、または預積金の解約、書替継続手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは普通預金の払戻しまたは預積金の解約、書替継続の手続きを行いません。

(以下省略)

(取引の制限等) 普通預金規定、総合口座規定、貯蓄預金規定【新設】

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前二項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

(解約等) 普通預金規定、総合口座規定、貯蓄預金規定【下線部を追加、変更】

(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合

③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたり、預金者について確認した事項および預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合。

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると

認められる場合

⑥ 上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

⑦ 前条第1項から第2項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合

〔規定の変更等〕 普通預金規定、総合口座規定、貯蓄預金規定【新設】

(1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更するものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

※改定後の規定はこちらからご確認ください。

[「普通預金（普通預金（無利息型）を含む）規定・総合口座取引規定」](#)

[「貯蓄預金規定」](#)

以上